

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第1章 関内地区における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

1 関内地区全域の方針

関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。

馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。

このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。

- I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。
- II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。
- III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る。
- IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。

方針の達成に向けて、建築行為等の設計について指針とするべき事項として、行為の指針を次に定める。

- (1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。
- (2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。
- (3) 人々に交流を促す快適な広場状空気を創出する。
- (4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。
- (5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。
- (6) ミナト横浜の歴史を大切にし、関内地区の魅力・個性を伸ばす。
- (7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。
- (8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。
- (9) 関内地区の新しい魅力を創造する。
- (10) 秩序ある広告景観を形成する。

2 地区別の方針

関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。

(1) 山下町特定地区

開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を活かし、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや横浜中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みを形成する。

(2) 馬車道周辺特定地区

開港以来の馬車道の歴史や文化を物語る資源を大切にし、個性的でゆとりと賑わいのある街並みを形成する。

(3) 日本大通り特定地区

開港の歴史を象徴した、横浜を代表する格調の高い歴史的景観と港への開放的な通景空間を形成し、横浜の顔にふさわしい業務、観光・文化機能の集積を推進する。

(4) 関内駅前特定地区

開港以来横浜の発展をけん引してきた地区としての歴史性を継承し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成する。

(5) 北仲通り北特定地区

港町の歴史を伝える歴史的景観を活かし、関内地区とみなとみらい 21 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

ア 地区の特徴である水際空間と歴史的な建造物を活かし、魅力と賑わいのある歩行者空間を創出する。

イ 関内地区とみなとみらい 21 地区との結節点として、横浜の新しい都市景観を創出する。

ウ タウンマネージメントを通し、環境への配慮や、賑わいの創出など持続的な都心臨海部の魅力づくりを図る。

(6) 北仲通り南特定地区

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい 21 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

開港の歴史を伝える波止場としての歴史的景観と大さん橋埠頭の横浜の玄関口としてふさわしい景観を形成する。

(8) 海岸通り準特定地区

港町として栄えた歴史を伝える歴史的建造物と調和した落ち着いた景観を形成する。

(9) 関内中央準特定地区

関内地区の中央付近に位置し、小規模な飲食店等が連なる現在の賑わいや街並みを伸長し、他の地区にはない個性的な街並みを形成する。

(10) 吉浜町周辺準特定地区

関内地区の玄関口としての魅力ある景観を創出し、山手の丘などからの魅力ある眺望景観を形成する。

(11) 関内西準特定地区

活気と賑わいのある景観を創出し、大岡川と調和した街並みを形成する。

(12) 山下公園

港に面した臨海公園という性格と、山下公園通りと接するなど歴史的景観を有する特徴を生か

し、市民に親しまれる良好な景観を形成する公園とする。

(13) 横浜公園

開港当時からの歴史と、日本大通りに隣接する関内地区の中心という立地を生かして、横浜を代表する良好な景観を形成する公園とする。

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為及び特定届出対象行為

次に掲げる行為を届出対象行為とし、第1項から第4項までの行為を特定届出対象行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの
- (5) 特定照明

2 届出対象行為から除外する行為

届出対象行為が次のために行うものに該当する場合は、届出対象から除くものとする。

- (1) 公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (2) 法律により電気の供給又は電気通信役務の提供などが義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (3) 事故、火災等により第1項の施設又は第2項の工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転

3 行為の制限

関内地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

なお、「ア 関内地区全域の景観形成基準」に加え、「イ 地区別の景観形成基準」が定められている場合は、どちらの景観形成基準も適用するものとする。

(1) 建築物及び工作物の形態意匠

ア 関内地区全域の景観形成基準

<低層部のしつらえ・外構：建築物>

- (ア) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の駐車場の出入口となる部分は、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地の形状、周辺の状況、敷地の規模などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (イ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、賑わいを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。
- (ウ) 計画図1の2に示す「商業のネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の1階部分は、当該部分の機能に応じ、建築物内部の賑わいや活動が外部から望めるようにするため、大型の開口部を設けるなど通りの賑わいを創出する形態意匠とするものとする。
- (エ) 共同住宅などの居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (オ) 建築物の駐車場及び駐輪場となる部分は、当該施設の出入口から望める部分を除き、これらに駐車・駐輪している車両について、植栽や建築物などによって遮へいすることなどにより、周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないような形態意匠とするものとする。
- (カ) 建築物の駐車場の出入口となる部分は、街並みや通りの賑わいを阻害しないように、道路に面する幅を小さくするなどの形態とするものとする。
- (キ) 計画図1の2に示す「広場状空地の設置が求められる位置」における建築物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。

＜低層部のしつらえ・外構：工作物＞

- (ク) 壁面の位置の制限によって生じる空地に設置する工作物は、歩道状空地としての機能を阻害しない形態とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a 計画図1の6に示す「壁面の位置の制限によって生じた空地を広場状空地とすることができる道路」沿いにおける広場状空地に設置するベンチなどの工作物の場合
 - b 壁面の位置の制限によって生じる空地において、当該工作物の設置により、空地の機能が阻害されないと市長が認めた場合
- (ケ) 壁面の位置の制限によって生じる空地に設置する工作物は、当該空地に接する隣地又は道路との間を一般の人が通常自由に通行又は利用できる形態とするものとする。
- (コ) 壁面の位置の制限によって生じる空地は、当該空地に接する歩道、隣接する敷地の歩道状空地及び広場状空地と同じ高さで接する形態とするものとする。ただし、敷地の周辺状況や当該空地の形態などから、やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (サ) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に面する位置に設置する駐車場の出入口となる工作物の部分は、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地の形状、周辺の状況、敷地の規模などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (シ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、賑わいを阻害しない形態意匠となるよう当該街路に面して設けないものとする。ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。
- (ス) 計画図1の2に示す「商業のネットワーク街路」に面する位置に設置する工作物は、通りの賑わいを創出するため、周囲の賑わいを遮断しないような開放的な形態意匠とするものとする。
- (セ) 共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、位置や規模を工夫し、周囲の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (ソ) 駐車場及び駐輪場となる工作物は、当該施設の出入口から望める部分を除き、これらに駐車・駐輪している車両について、植栽や建築物などによって遮へいすることなどにより、周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないような形態意匠とするものとする。
- (タ) 工作物の駐車場出入口の部分は、街並みや通りの賑わいを阻害しないように、道路に面する幅を小さくするなどの形態とするものとする。
- (チ) 計画図1の2に示す「広場状空地の設置が求められる位置」における工作物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。

＜色彩：建築物＞

- (ツ) 建築物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系で別表 1 のものを基調とするものとする。
- a 建築物の 1、2 階の部分で、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
 - b 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
 - c レンガなど、地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
 - d 次のいずれかに該当するものの場合
 - (a) 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の場合
 - (b) 計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内の建築物の場合
 - (c) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の建築物の場合
 - (d) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (e) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図 1 の 4 に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の建築物の場合
 - (f) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、関内駅前特定地区の敷地の建築物の場合
 - (h) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 76 条第 1 項に基づく条例で定める区域の建築物の場合

別表 1 明度・色相別彩度表

		色相				
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系	GY(緑黄)系	G(緑)系
明度	白・ワホワイト(9.0～10.0)	0～2.0	0～2.0	0～2.0	0～1.0	0～1.0
	高明度(6.0～8.9)	0～3.0	0～4.0	0～4.0	0～2.0	0～2.0
	中明度(3.0～5.9)	0～4.0	0～6.0	0～6.0	0～2.0	0～2.0

- (テ) 建築物の高さ 31m を超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表 1 のうち、明度 7 以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和し、かつ計画図 1 の 3 に示す「眺望の視点場」からの眺望を阻害しないと市長が認めた場合
 - b レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
 - c 次のいずれかに該当するものの場合
 - (a) 建築物の高さ 31m 以下の部分についての色彩の明度が 3 未満のもので、かつ、建築物

- の高さ 31mを超える部分の明度が 6 以上のものの場合
- (b) 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の場合
 - (c) 計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内の建築物の場合
 - (d) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の建築物の場合
 - (e) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (f) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図 1 の 4 に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の建築物の場合
 - (g) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (h) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、関内駅前特定地区の敷地の建築物の場合
 - (i) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 76 条第 1 項に基づく条例で定める区域の建築物の場合

(ト) 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビルを眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表 2、赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表 3 のものを基調とするものとし、かつ、建築物の高さ 31mを超える部分についての色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。

別表 2 明度・色相別彩度表

		色相	
		YR(黄赤)系	2.5Y(黄)
明度	高明度(6.0~8.9)	1.0~4.0	1.0~4.0

別表 3 明度・色相別彩度表

		色相	
		R(赤)系	YR(黄赤)系
明度	白・ㇿㇿㇿ(9.0~10.0)	1.0~2.0	1.0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	1.0~3.0	1.0~4.0

(ナ) 計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表 4 のものを基調とするものとし、かつ、建築物の高さ 31mを超える部分の色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、レンガ等の地域の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

別表 4 明度・色相別彩度表

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系
明度	白・ホワイト(9.0~10.0)	1.0~2.0	1.0~2.0	1.0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	1.0~3.0	1.0~4.0	1.0~4.0

＜色彩：工作物＞

(ニ) 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表 1 のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- a 当該工作物と同一敷地内の建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
- b レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- c 次のいずれかに該当する場合
 - (a) 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の工作物の場合
 - (b) 計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内の工作物の場合
 - (c) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の工作物の場合
 - (d) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (e) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図 1 の 4 に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の工作物の場合
 - (f) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、関内駅前特定地区の敷地の工作物の場合

(ヌ) 工作物の地上からの高さが 31m を超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表 1 のうち、明度 7 以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- a 工作物の一部に使用する場で、工作物全体の形態意匠と調和し、かつ計画図 1 の 3 に示す「眺望の視点場」からの眺望を阻害しないと市長が認めた場合
- b レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- c 次のいずれかに該当する場合
 - (a) 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の工作物の場合
 - (b) 計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内の工作物の場合
 - (c) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の工作物の場合
 - (d) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合

- (e) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図 1 の 4 に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の工作物の場合
- (f) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
- (g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、関内駅前特定地区の敷地の工作物の場合

(ネ) 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビルを眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する工作物の色彩は、マンセル表色系で別表 2、赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する工作物の色彩は、マンセル表色系で別表 3 のものを基調とするものとし、かつ、工作物の地上からの高さが 31m を超える部分の色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。

(ノ) 計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内の工作物の色彩は、マンセル表色系で別表 4 のものを基調とするものとし、かつ、工作物の地上からの高さが 31m を超える部分の色彩は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、レンガ等の地域の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<外壁>

(ハ) 建築物は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 76 条第 1 項に基づく条例で定める区域の建築物の場合を除き、街並みの連続性を創出するため、高さが概ね 31m の部分で形態意匠の分節を行うものとする。ただし、周辺の街並みの状況や建築物の形態意匠などから良好な景観が形成されると市長が認めた場合は、概ね 31m から 45m までの高さの範囲内で形態意匠の分節を行うことができる。

(ヒ) 共同住宅のバルコニーは、街並みと調和するため、バルコニーに接する柱の柱面から突出しない形態とするものとする。

(フ) 共同住宅のバルコニーの手摺り及びこれに付属する部分は、柵状等の開放性のあるもの又はガラス等の透過性の高いものを用いず、外部から物干し施設や建築物の内部が見えない形態意匠とするものとする。

(ヘ) 計画図 1 の 3 に示す「壁面の向きを概ね直角又は平行とする通り」に接する敷地の建築物は、壁面の向きを当該建築物が存する敷地が面する当該通りに対して概ね直角又は平行とし、港からの魅力ある眺望を形成する形態意匠とするものとする。ただし、敷地の位置や形状などによりやむを得ず、かつ、大さん橋の「眺望の視点場」から見た眺望に支障を及ぼさないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(ホ) 計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」内の建築物は、大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象が望める形態とするものとする。

(マ) 計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」内の工作物は、大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象が望める形態とするものとする。

<中層部、高層部のしつらえ>

- (ミ) 建築物の高さ 31mを超える部分は、眺望の魅力を阻害しないよう、計画図 1 の 3 に示す「眺望の視点場」から見たときの当該部分の見付の幅を小さくする形態とするものとする。
- (ム) 高さ 31mを超える建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど、計画図 1 の 3 に示す「眺望の視点場」又は当該建築物の敷地の周辺の道路から容易に望めない形態意匠とするものとする。ただし、計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物は、この限りでない。
- (メ) 高さ 45mを超える建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物は、この限りでない。
- (モ) 計画図に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図 1 の 3 に示す Q 2 の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の建築物の高さ 31m以下の部分は、この限りでない。
- (ヤ) 計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図 1 の 3 に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めないもので、良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (ユ) 高さ 31mを超える建築物の屋上部分に設置する工作物は、ルーバーなどにより遮へいするなど計画図 1 の 3 に示す「眺望の視点場」又は当該建築物の敷地の周辺の道路から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物又は設備などを遮へいする目的で設置する工作物については、この限りでない。
- (ヨ) 高さ 45mを超える建築物の屋上部分に設置する工作物は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物は、この限りでない。
- (ラ) 計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物は、次のいずれかの形態意匠とするものとする。ただし、計画図 1 の 3 に示す Q 2 の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の高さ 31m以下の部分は、この限りでない。
 - a ルーバーなどにより遮へいするなど計画図 1 の 3 に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めない形態意匠のもの
 - b 当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のもの

イ 地区別の景観形成基準

(ア) 山下町特定地区

a 山下公園通りゾーン

(a) 建築物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、当該ゾーンに存する歴史的建造物との調和のとれた格調高い意匠とし、かつ、色彩は次の各号に適合するものとする。特に当該建築物の高さ概ね 15m以下の部分（山下公園通りに面する部分に限る。）は、魅力ある街並みの連続性や賑わいが生じるような形態意匠とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど、山下公園通りの景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。

[あ] マンセル表色系で別表 5 の色彩を基調とすること。

[い] 地上から高さ 15mを超える部分の明度は、7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上を基調とすること。

(b) 建築物の山下公園通りに面する部分は、窓面看板（屋外から設置するものは除く。）の設置により山下公園通りの街並みを阻害しないように配慮するものとし、地上から高さ 15m以下の部分に窓面看板を設置する場合は、山下公園や山下公園通りを効果的に演出し、開港の歴史を感じさせるなど、格調高い形態意匠とするものとする。

(c) 工作物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、当該ゾーンに存する歴史的建造物との調和のとれた格調高い意匠とし、かつ、色彩は次の各号に適合するものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど、山下公園通りの景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。

[あ] マンセル表色系で別表 5 の色彩を基調とすること。

[い] 地上から高さ 15mを超える部分の明度は、7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上を基調とすること。

別表 5 明度・色相別彩度表

		色相			
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)	5.0Y(黄)
明度	白・オフホワイト(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~6.0

b 水町通り及び海岸教会通りゾーン

- (a) 水町通りから山下公園通り側の街区の敷地内の建築物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、歴史的建造物との調和のとれた格調高い形態意匠とするものとする。
- (b) 水町通りから山下公園通り側の街区の敷地及び水町通りに接する敷地内の建築物の当該通りに面する部分の色彩は、山下公園通りゾーンの景観と調和するものとし、かつ、マンセル表色系で別表5のものを基調とするものとする。ただし、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (c) 水町通りから山下公園通り側の街区及び水町通りに面する位置に設置する工作物の当該通りに面する部分の色彩は、山下公園通りゾーンの景観と調和するものとし、かつ、マンセル表色系で別表5のものを基調とするものとする。ただし、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

c 本町通りゾーン

- (a) 本町通りに接する敷地の建築物の1、2階部分（本町通りに面する部分に限る。）は、柱廊風の形態とするなど、賑わいとゆとりある空気を創出する形態意匠とするものとする。
- (b) 計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の建築物の1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とする。特に共同住宅などの居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

d 中華街中央ゾーン

- (a) 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分は、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (b) 計画図1の4に示す「外部空間の確保が必要な街路」に接する敷地内の建築物の1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、建築物と当該街路との間にゆとりを持たせ、賑わいの創出や演出を図るため、当該街路との道路境界から0.5mの範囲を外部空間とする形態意匠とするものとする。

e 中華街北辺ゾーン

建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

f 中華街南辺ゾーン

建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

g 大さん橋通りゾーン

建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

(イ) 馬車道周辺特定地区

- a 建築物の1、2階部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的なしつらえとし、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。ただし、敷地の位置、形状、建築物の用途などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- b 建築物の色彩は、マンセル表色系で別表6のものを基調とするものとする。ただし、建築物の意匠にレンガなどの素材を使用するなど馬車道周辺特定地区の景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- c 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表7のものを基調とするものとする。ただし、工作物の意匠にレンガなどの素材を使用する場合や馬車道周辺特定地区の良好な景観の形成に関する方針に適合した芸術作品等の場合で、馬車道周辺特定地区の景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。

別表6 明度・色相別彩度表

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系
明度	白・オリーブ(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0

別表7 明度・色相別彩度表

		色相					
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系	GY(緑黄)系	G(緑)系	BG(青緑)系
明度	白・オリーブ(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~4.0	0~4.0	0~4.0

(ウ) 日本大通り特定地区

- a 建築物は、御影石やスクラッチタイルなどの素材の使用や当該地区に存する歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表8のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- b 建築物の日本大通りに面する部分は、窓面看板（屋外から設置するものは除く。）の設置による日本大通りの街並みの阻害が生じないものとし、地上から高さ15m以下の部分に窓面看板を設置する場合は、日本大通りを効果的に演出し、開港の歴史を感じさせるなど、歴史的建造物と調和した形態意匠とするものとする。
- c 工作物は、御影石やスクラッチタイルなどの素材の使用や当該地区に存する歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表8のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

別表8 明度・色相別彩度表

		色相			
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)	5.0Y(黄)
明度	白・ホワイト(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~6.0

(エ) 関内駅前特定地区

- a 建築物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。
- b 建築物の計画図1の2に示す「駅前広場」に面する部分は、歩行者の視点からの駅前空間の印象や、通りや駅からの近景を十分考慮し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠とするものとする。特に、建築物の計画図1の8に示す「景観重要道路」に接する「駅前広場」に面する部分は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。
- c 建築物の低層部でみなと大通りに面する部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的なしつらえとし、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。
- d 建築物の中低層部は、関内地区の歴史ある街並みを表現し、関内地区の玄関口として魅力的な形態意匠とするものとする。

- e 建築物の中層部及び高層部は、中低層部からセットバックする又は透明感のあるファサードにするなど、歩行者の視点からの圧迫感の軽減に配慮した形態意匠とするものとする。
- f 工作物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。
- g 計画図1の2に示す「駅前広場」（計画図1の8に示す「景観重要道路」に接するものに限る。）又は当該広場に面する部分に設置する工作物は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。

別表9 明度・色相別彩度表

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)
明度	白・ホワイト(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0

(2) 最高高さ

建築物の最高高さは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 9 項に規定する地区計画等に、建築物の最高高さに関する定めがある場合を除き、31m 以下とするものとする。ただし、計画図 1 の 5 に示す範囲ごとの数値以下のもので、かつ、関内地区の良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(3) 壁面の位置の指定

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図 1 の 6 に示す壁面後退の位置を超えて建築してはならない。ただし、この制限を超えた位置にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財として指定された建造物、同法の規定によって文化財に登録された建造物、神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）又は横浜市文化財保護条例（昭和 62 年条例第 53 号）の規定によって文化財として指定された建造物及びその他歴史的景観を保全するため市長が認めたもの
- イ 景観法の規定によって指定された景観重要建造物
- ウ 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの
- エ 公共用歩廊
- オ 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
- カ 壁面の位置の制限によって生じる空地において、空地の機能を阻害しないと市長が認めたもの

(4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限

- ア 計画図 1 の 7 に示す「歴史的界隈形成エリア」内においては、歴史的建造物以外の建築物又は工作物は、投光器等で照らしてはならない。
- イ 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する建築物及び工作物は、投光器等で照らしてはならない。

第3 景観重要建造物の指定の方針

関内地区は、開港を契機に発展を始めるが、震災、戦災で壊滅的な被害を受け、また、戦後の接収により都市の発展が妨げられた。しかし、これらの苦難の都度、新しい建造物が作られてきた。

現在の関内地区の景観は、建造された時代が異なる建造物が混じり合うことで構成され、古いものと新しいものの融合により作り上げられている。

このような関内地区の景観を形成している次のような建造物を指定する。

- (1) 開港の歴史を伝える建造物
- (2) 港町の文化を伝える建造物
- (3) 異国文化を感じさせる建造物
- (4) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (5) 関内地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

第4 景観重要樹木の指定の方針

関内地区における緑は、緑の軸線構想に代表されるような港に向かう街路の並木や横浜公園と山下公園の並木の存在が大きい。また、敷地内に設けられた樹木が道路や公園の樹木と相まって、都市に潤いを与えている。一方で、関内地区の歴史を伝える樹木もある。

このような関内地区の景観を形成している次のような樹木を指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 関内地区の歴史を伝える樹木
- (4) 関内地区の特徴的な街並みを構成する樹木

第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

1 関内地区全域の制限

映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。

2 地区別の制限

関内地区全域の制限のほかに、計画図1の1に示す地区ごとの制限は、次のとおりとする。

(1) 山下町特定地区

ア 山下公園通りゾーン

<屋外広告物 共通>

(ア) 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- a 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
- b 次の各号に適合するもので、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (e) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- c 催物等のために原則として3日以内に限り設ける広告塔、広告板又は立看板等であつて、次の各号に適合し、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - (a) 表示内容が、催物の運営に必要な協賛企業名等やむを得ないもの
 - (b) 表示面の向きを山下公園通りに対して概ね平行とし、かつ、上端の高さが地上60cm以下のもの

<屋上看板>

(イ) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。

- a 山下公園通り、大さん橋通り又はこれらの街路に面する位置に設置しない。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
- b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。

<壁面看板>

(ウ) 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- a 上端の高さを地上 15m以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (a) 地上からの高さが 15mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内の場合に限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - (b) 山下公園通り又はこの街路に面する位置に設置せず、かつ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの
- b 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (a) 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が 5 m²以内のもの
 - (b) 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

<広告塔・広告板>

(エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を障害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。

- a 山下公園通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、山下公園通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができる。
- b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置する。
- c 高さを5m以下とする。
- d 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他山下公園通りの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

<そで看板>

- (オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。
- a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、山下公園通り内の壁面又はこの街路に面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面からは1m以下とする。
 - b 上端の高さを地上15m以下とする。
 - c 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。

<照明装置・映像装置>

- (カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
 - b 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- (キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
 - c 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

イ 水町通り及び海岸教会通りゾーン

<屋上看板>

- (ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は水町通り及び海岸教会通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
- a 水町通りから山下公園通り側の街区に設置するものである場合は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出する物件を設置するもの
 - b 計画図1の3に示す大さん橋、横浜外国人墓地若しくは山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置しないもの
 - c 大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの

<壁面看板>

- (イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m（水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m）以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- a 地上からの高さが 31m（水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m）を超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内の場合に限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの
- (ウ) 山下公園通り、又は、水町通りから山下公園通り側の街区において山下公園通りに面する位置に設置する、上端の高さが地上 15m以下の壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合においては、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が 5 m²以内のもの
 - b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、水町通り及び海岸教会通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの
- (エ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。

<広告塔・広告板>

- (オ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を障害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。
- a 高さを5m以下とする。
 - b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置する。

＜そで看板＞

- (カ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。
- a 上端の高さを地上 15m以下とする。
 - b 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が 5 m²以内のものは、この限りでない。

＜照明装置・映像装置＞

- (キ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
 - b 催物等のために原則として 7 日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- (ク) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a 1 面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1 面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 2 m²以下、かつ、上端の高さが地上 3 m 以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (e) 10 秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
 - c 催物等のために原則として 7 日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

ウ 本町通りゾーン

＜屋上看板＞

- (ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は本町通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図 1 の 3 に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
- a 計画図 1 の 3 に示す大さん橋、横浜外国人墓地若しくは山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置しないもの

- b 大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの

<壁面看板>

- (イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 地上からの高さが 31mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内の場合に限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b 計画図 1 の 3 に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの
- (ウ) 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を 4 以下とする。ただし、当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、本町通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。

<広告塔・広告板>

- (エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。
 - a 高さを 5 m以下とする。
 - b 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置する。

<そで看板>

- (オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。
 - a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から 1 m以下とする。
 - b 上端の高さを地上 15m以下とする。
 - c 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する場合は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が 5 m²以内のものは、この限りでない。

<照明装置・映像装置>

- (カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - a バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
 - b 催物等のために原則として 7 日以内に限り設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- (キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - a 1 面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、

景観上支障がないと市長が認めた場合

- b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 2 m^2 以下、かつ、上端の高さが地上 3 m 以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- c 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

エ 中華街中央ゾーン

<屋上看板>

(ア) 屋上看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、中華街中央ゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<壁面看板>

- (イ) 上端の高さが地上 20 m を超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 地上からの高さが 20 m を超える部分の表示面積が 10 m^2 以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあつては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m^2 以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

<映像装置>

- (ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - a 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m^2 以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

- (b) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
- (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
- (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
- (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
- (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- c 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

オ 中華街北辺ゾーン

<映像装置>

- (ア) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - a 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
 - c 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

カ 中華街南辺ゾーン

<屋上看板>

- (ア) 屋上看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、中華街南辺ゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<壁面看板>

- (イ) 上端の高さが地上 20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- a 地上からの高さが 20mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内のものに限る。)) に設置するもの
 - b 計画図 1 の 3 に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

<映像装置>

- (ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 2 m²以下、かつ、上端の高さが地上 3 m以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (e) 10 秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
 - c 催物等のために原則として 7 日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

キ 大さん橋通りゾーン

<屋上看板>

- (ア) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、大さん橋通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図 1 の 3 に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。
- a 計画図 1 の 3 に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。
 - b 大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置する屋上看板は、上端から下端までの高さを 4 m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とする。

＜照明装置・映像装置＞

(イ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- a バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
- b 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- a 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
- b 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- c 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

(2) 馬車道周辺特定地区

＜屋外広告物 共通＞

ア 馬車道又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、馬車道周辺特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。

＜屋上看板＞

イ 馬車道又はこの街路に面する位置に、屋上看板は、設置することができない。ただし、馬車道周辺特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<壁面看板>

ウ 建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しないものとする。ただし、次の各号に適合するものはこの限りでない。

(ア) 建築物又はテナントの名称等を単色で表示するもの

(イ) 一の建築物につき1箇所とするもの

エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。

<広告塔・広告板>

オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

<そで看板>

カ そで看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 表示面の横幅は1m以下とする。

(イ) 下端の高さを地上6.5m以上とする。

(ウ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。

<照明装置・映像装置>

キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。

ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(3) 日本大通り特定地区

<屋外広告物 共通>

ア 日本大通り又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合

(イ) 催物等のために原則として3日以内に限って設ける広告塔、広告板又は立看板等であって、次の各号に適合し、景観上支障がないと市長が認めた場合

a 表示内容が、催物の運営に必要な協賛企業名等やむを得ないもの

b 表示面の向きを日本大通りに対して概ね平行とし、かつ、上端の高さが地上60cm以下のもの

<屋上看板>

イ 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は日本大通り特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和し、かつ、横浜公園からの眺望景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

(ア) 日本大通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの

(イ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの

(ウ) 横浜公園に面する位置に設置するものは、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とするもの

<壁面看板>

ウ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあつては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの

b 日本大通り又はこの街路に面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの

(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの

- b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

<広告塔・広告板>

エ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。

(ア) 日本大通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、日本大通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができる。

(イ) 高さを5m以下とする。

(ウ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他日本大通りの魅力的な景観形成に寄与するものと市長が認めた場合は、この限りでない。

<そで看板>

オ そで看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、日本大通り内の壁面又はこの街路に面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面から1m以下とする。

(イ) 上端の高さを地上15m以下とする。

(ウ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。

<照明装置・映像装置>

カ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合

(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

<広告幕>

ク 広告幕は、次の各号に適合するものとする。ただし、催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものはこの限りでない。

- (ア) 広告表示率（広告幕の面積に対する、文字、マーク及び商品等を具体的に表示している部分の合計面積の割合をいう。）は 40%以下とし、表示面の背景色（地の色）は単色を用いた無地とするもの
- (イ) 背景色（地の色）に蛍光色を用いず、かつ、日本大通り周辺の景観と調和していると市長が認めたもの

(4) 関内駅前特定地区

<屋上看板>

ア 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。

- (ア) 横浜市道山下町第7号線又はみなと大通りには設置することができず、これらの街路のいずれかに接する敷地内に設置するものは、これらの街路に向かって設置することができない。ただし、関内駅前特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (イ) 設置高さが 60mを超えるものは設置しない。

<壁面看板>

- イ 上端の高さが地上 15mを超える壁面看板は、尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの街路に面する位置に設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (ア) 地上からの高さが 15mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - (イ) 当該壁面のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、関内駅前特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

<広告塔・広告板>

- ウ 尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内に設置する広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。
 - (ア) 高さを 5 m以下とする。
 - (イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を 4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他関内駅前特定地区の街並み景観を阻害しないものと市長が認めた場合は、この限りでない。

<そで看板>

- エ 尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」、又は、

これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの街路に面する位置に設置する看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から1 m以下とする。

(イ) 上端の高さを地上15m以下とする。

<照明装置・映像装置>

オ 尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

カ 尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合

(イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合

a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2 m²以下、かつ、上端の高さが地上3 m以下のもの

c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの

d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの

e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの

f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの

(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

(5) 北仲通り北特定地区

<屋上看板>

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り北特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。

(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(イ) 自動車に面する位置に設置しないもの

(ウ) 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

<壁面看板>

イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの

b 自動車に面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもので、自動車及び港からの眺望を阻害しないと市長が認めたもの

(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの

b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り北特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

<広告塔・広告板>

ウ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない場所に設置するものとする。

<照明装置・映像装置>

エ 建築物に設置する屋外広告物にあっては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあっては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合

(イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合

a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 2 m²以下、かつ、上端の高さが地上 3 m以下のもの

c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの

d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの

e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの

f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの

(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

(6) 北仲通り南特定地区

<屋上看板>

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り南特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(イ) 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

<壁面看板>

イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さが地上 15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 地上からの高さが 15mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの

b 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもので、自動車及び港からの眺望を阻害しないと市長が認めたもの

(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、

この限りでない。

- a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの
- b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り南特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

<広告塔・広告板>

ウ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない場所に設置するものとする。

<照明装置・映像装置>

エ 建築物に設置する屋外広告物にあつては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合

(イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合

a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの

c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの

d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの

e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの

f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの

(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

<屋上看板>

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するものは、この限りでない。

- (ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの
- (イ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの
- (ウ) 海岸通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの

<映像装置>

イ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
- (イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- (ウ) 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

(8) 海岸通り準特定地区

<屋上看板>

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は海岸通り準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの
- (イ) 海岸通り、みなと大通り、万国橋通り又はこれらの街路に面する位置に設置しないもの

(ウ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの

<壁面看板>

イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さを地上 15m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 地上からの高さが 15mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内のものに限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するもの

b みなとみらい 21 新港地区又は計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置せず、かつ、海岸通り準特定地区の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの

(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5 m²以内のもの

b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、海岸通り準特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

<広告塔・広告板>

ウ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

<そで看板>

エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置するもの及び計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通り又はこの街路に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置するもので、表示面積の合計が5 m²以内のものは、この限りでない。

(イ) 計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通り又はこの街路に面する位置に設置するもので、上端の高さが地上 15mを超えるものは、表示面をみなとみらい 21 新港地区及び計画図1の3に示す大さん橋の「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。

<照明装置・映像装置>

オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

- (イ) 催物等のために原則として7日以内に限りて設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- カ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。
- キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - (イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- (ウ) 催物等のために原則として7日以内に限りて設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみ表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

(9) 関内中央準特定地区

<屋上看板>

- ア 南仲通りから海岸通り準特定地区側の街区では、屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は関内中央準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
 - (ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの
 - (イ) みなと大通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの
 - (ウ) 計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの
- イ みなと大通り又はこの街路に接する敷地（本町通りに接する街区及び計画図1の3に示す「後景エリア」内は除く。）に設置する屋上看板は、次の各号に適合するものとする。
 - (ア) 上端から下端までの高さを4m以下とする。
 - (イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で無彩色とする。

<壁面看板>

ウ 計画図1の3に示す「後景エリア」内又は計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」若しくはこれらの街路に面する位置に設置する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。

(イ) 「後景エリア」内で、上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、地上15mを超える部分の表示面積の合計が10㎡以内のもので、かつ、建築物の名称等を単色で表示するものについては、この限りでない。

<広告塔・広告板>

エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

<そで看板>

オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置するそで看板は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分が無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。

カ 計画図1の3に示す「後景エリア」のみなど大通り又はこの街路に面する位置に設置するそで看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面を計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しない。

(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。

<照明装置・映像装置>

キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。

ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (ア) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
- (イ) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
- a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 2 m²以下、かつ、上端の高さが地上 3 m以下のもの
 - c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - e 10 秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- (ウ) 催物等のために原則として 7 日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみ表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

(10) 吉浜町周辺準特定地区

<屋上看板>

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、吉浜町周辺準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図 1 の 3 に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<壁面看板>

イ 上端の高さが地上 15mを超える壁面看板は、計画図 1 の 3 に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。ただし、地上からの高さが 15mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1 箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2 箇所（各箇所の表示面積は 10 m²以内のものに限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するものはこの限りでない。

<広告塔・広告板>

ウ 広告塔及び広告板は、高さを 5 m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置するものとする。

第6 景観重要公共施設の整備に関する事項

計画図1の8に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

1 道路の整備に関する事項

(1) 日本大通り

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは日本大通り特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相 2.5G、明度 4.0、彩度 1.0 を目安とする。

ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

エ 歩道の舗装は、日本大通りの歴史的建造物やイチョウ並木と調和する錆御影石などの重厚な素材のものを使用する。

オ イチョウは自然樹形を生かし、港に向かって連続したイチョウ並木の景観を維持する。

(2) 山下公園通り

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは山下町特定地区山下公園通りゾーンの方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、山下公園や港に面した環境、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）とする。

ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

エ 歩道の舗装は、山下公園や港に面した環境、歴史ある格調高い街並みと調和する重厚な素材のものを使用する。

オ イチョウはできる限り自然樹形に近いものとし、連続したイチョウ並木の景観を維持する。

(3) 馬車道

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは馬車道周辺特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、馬車道の個性を生かしたものとする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークグリーン（マンセル表色系で色相 2.5G、明度 3.0、彩度 1.0 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。

ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

エ 歩道の舗装は、馬車道の雰囲気にあったレンガなどの素材のものを使用する。

(4) 関内駅南口前

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは関内駅前特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある駅前空間を形成するものとする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。

ウ 並木などの植栽により潤いのある歩行者空間を形成する。

(5) 見通し景観形成街路

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは「見通し景観」の形成を図ることを目的にデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で「見通し景観」の形成を阻

害しない位置、規模及び形状とする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。

2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の許可の基準

(1) 横浜公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア 公園内の設備及び施設などは、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とする。

イ 公園周囲のスクラッチタイルの塀が形成する、周辺の建築物と調和した景観を維持する。

ウ 日本大通り及びみなと大通りに面している出入口部分は、人々が滞留することができるゆとりある空間を保全する。

エ 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

(2) 山下公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア 公園内の設備及び施設などは、「見通し景観形成街路」からの山下公園を通して港や氷川丸への見通しや港からの眺望を妨げない配置とし、港の雰囲気と調和した形態意匠とする。

イ インド水塔などの歴史的な建造物を保全する。

ウ 公園内の植栽は、「見通し景観形成街路」からの港や氷川丸への見通しに対して配慮した配置とする。

エ 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

計画図1の8に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

(1) 日本大通り

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告及び上空通路は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの

(イ) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。

ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。

エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相 2.5G、明度 4.0、彩度 1.0 を目安としたものを基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの

(イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

(2) 山下公園通り

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告又は上空通路は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの

(イ) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形は、山下公園や港、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。

ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、山下公園や港、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。

エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

（ア）公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの

（イ）既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

オ 日よけについては、設けることはできない。ただし、歴史的建造物又はその付属物として、周辺の街並みと調和する形態意匠と認められる場合は、この限りでない。

(3) 馬車道

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークグリーン（マンセル表色系で色相 2.5G、明度 3.0、彩度 1.0 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

（ア）案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの

（イ）公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの

（ウ）既に受けている占用許可の更新を行う物件（外観の変更を生じないものに限る。）で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

(4) 関内駅南口前

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

（ア）既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの

（イ）催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。

ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。

エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

（ア）公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの

（イ）既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

(5) 「見通し景観形成街路」

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 「見通し景観」の確保のために、新たに設ける電柱等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

（ア）既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの

（イ）催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

イ 新たに設ける上空通路の壁面は透過性の高いものとし、通路の路面からの高さは 10m 以上とすること。

ウ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等は、「見通し景観」の形成を阻害しない位置、規模及び形状とすること。

エ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、「見通し景観」の形成を阻害しない位置、規模及び形状とすること。

オ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）を基調とすること。ただし、既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないものは、この限りでない。

2 都市公園に関する事項（都市公園法第7条の占用許可の基準）

(1) 横浜公園

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 公園内の設備、施設及び占用物は、横浜公園から港への通景の視点場や港から見た際のアイストップとして支障のない位置に配置し、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とすること。

イ 屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない

（ア）横浜スタジアム（横浜スタジアムに付属する人工台地を含む。）に設置するもの

（イ）催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの

（ウ）公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

(2) 山下公園

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 公園内の設備、施設及び占用物は、山下公園通り又は「見通し景観形成街路」から山下公園を通して港や氷川丸への見通しや港からの眺望を妨げない配置とし、港の雰囲気に調和した形態意匠とする。

イ 屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない。

（ア）催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの

（イ）公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの